

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次	ページ
告 示	1
○道路の区域変更（2件）	（道 路 課） 1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	〈9・3 掲示〉 1
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	（ 〃 ） 〈9・4 掲示〉 2
○狩猟免許試験の実施	（鳥獣対策課） 2
高知県公安委員会告示	
○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律による犯罪被害者等早期援助団体の指定	〈8・30掲示〉 2
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正	〈8・29掲示〉 4
落札公告	
○落札者等の公告	（警察本部会計課） 4

告 示

高知県告示第594号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成24年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年9月14日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市吉川町古川字川崎878番1地先から	前	8.7 }	326
	後	18.0	
香南市吉川町古川字六兵衛782番1まで	前	11.2 }	326
	後	27.6	

高知県告示第595号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成24年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年9月14日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鍵公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川168番1	前	4.0 }	86
	後	9.1 }	
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川168番1	前	6.4 }	86
	後	13.1	
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川168番1	前	4.4 }	50
	後	8.9 }	
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川168番1	前	7.3 }	50
	後	16.7	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の

規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年9月3日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年9月3日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年9月3日	特定非営利活動法人ムッターシューレ	津野 裕子	高知市鵜来巢11番38-8号	この法人は、次の各号に掲げる事項を目的とする。 (1) 子どもをもつ保護者に対して育児・子育て支援活動を行い、また、児童・生徒に対して教育支援活動を行う。さらに、障害者や高齢者に対して、様々な支援活動を行い、より良い生活と生きがいのある人生を送ることができるようとする。上記活動をとおして、少子高齢化社会における育児、教育、介護及び福祉等に関する問題の改善や解決を図り、地域社会の発展に貢献する。 (2) 環境団体、行政、学校及び自治会等の地域団体相互の環境活動のネットワークを築き、情報の交換、発信等を行うことにより、地域の環境保全及び改善に

寄与する。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年9月4日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年9月4日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24 年9月 4日	特定非 営利活 動法人 まちの 情報館 プロジ ェクト	森木 隆	高知市 九反田 4番10 -1902 号	この法人は、地域社会における情報の双方向交換および情報活用の仕組みと場所の提供に、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成24年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所等

日時	場所	試験を実施する免許の種類
平成24年12月16日 午前10時から	中村地区建設協同組合会館	わな猟免許
平成25年2月2日 〃	高知県立ふくし交流プラザ	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許

〃	〃	3日	〃	わな猟免許
〃				

2 免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けること。）

3 免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県産業振興推進部鳥獣対策課にそれぞれの試験の実施日の10日前までに到着するように提出すること。

4 免許申請書の配布場所

高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第21号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月30日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

名称及び住所並びに代表者の氏名	援助事業を行う事務所の名称及び所在地	援助事業に係る犯罪被害等	指定年月日
特定非営利活動法人こうち被害者支援センター 高知市永国寺町6番16号 永国寺第2ビル3階 理事長 田村裕	特定非営利活動法人こうち被害者支援センター 高知市永国寺町6番16号 永国寺第2ビル3階	法第2条第4項に規定する犯罪被害等	平成24年8月30日

高知県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22

条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年9月14日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成24年11月6日（火）から同月14日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成24年11月12日（月）から同月14日までの3日間

(4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1
高知県立ふくし交流プラザ

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区

<p>分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 平成24年10月9日(火)及び10日(水)の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成24年10月11日(木)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続</p>	<p>受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 平成24年10月15日(月)から同月17日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p>	<p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p>
---	---	---

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第55号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年8月29日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 病院の表中

「	高知見元病院	高知市升形5番33号	」
---	--------	------------	---

を削る。

2 老人ホームの表中

「	介護付有料老人ホームはるか	高知市大津乙2705番地1	」
---	---------------	---------------	---

を

「	介護付有料老人ホームはるか	高知市大津乙2705番地1	」
	介護付有料老人ホームアミーユよんでん高知	高知市愛宕町三丁目11番38号	

に改める。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年9月14日

高知県警察本部長 加藤 晃久

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
外部記録媒体自動暗号化ソフトウェア 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成24年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社高知支店 高知市帯屋町二丁目5番11号
- 5 落札金額
月額 244,387円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成24年7月6日